

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	荒.1 荒川五・六丁目地区 約33.6ha (荒川区中央部)	荒.2 町屋二・三・四丁目地区 約43.5ha (荒川区中央部)	荒.3 南千住・荒川地区 約87.3ha (荒川区中央部)	荒.4 荒川二丁目周辺地区 約48.5ha (荒川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した安全で快適な街の整備を進める。	都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した安全で快適な街の整備を進める。	都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した安全で快適な街の整備を進める。	都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した安全で快適な街の整備を進める。
b 防災街区の整備に関する基本の方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿いについては、住商機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備し、地区内部では、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能の向上を目指す。	幹線道路沿いについては、住商機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備し、地区内部では、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能の向上を目指す。	幹線道路沿いについては、住商機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備し、地区内部では、住宅と商業、工場の適正な配置を図るとともに、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能の向上を目指す。	幹線道路沿いについては、住商又は住工機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備し、地区内部では、住宅と工場の適正な配置を図るとともに、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能の向上を目指す。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業等により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化等を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。	木造住宅密集地域整備事業等により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化等を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。	個別の建替えや共同化などによる建築物の更新により老朽建築物の不燃化を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。	木造住宅密集地域整備事業等により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化等を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	主要生活道路、公園等の整備を図る。	補助193号線、主要生活道路、公園等の整備を図る。	環状4号線、補助90号線、主要生活道路、公園等の整備を図る。	補助90号線、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 防災まちづくりに寄与する各事業の推進を図るため、公共はまちづくりの啓発や建替えの支援を進め、公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を推進する。 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 街路整備事業 ・補助193号線（事業中） 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 地区計画「荒川五・六丁目地区」（決定済） 地区計画「町屋二・三・四丁目地区」（決定済） 地区計画「南千住一・荒川一丁目地区」（決定済） 地区計画「荒川二・四・七丁目地区」（決定済） 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 市街地再開発事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 防災生活圈促進事業（完了） 街路整備事業 ・補助306号線（完了） ・補助90号線（完了） ・補助100号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区 都市防災不燃化促進事業（完了） 防災生活圈促進事業（完了） 街路整備事業 ・補助306号線（完了） ・補助90号線（完了） ・補助100号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 街路整備事業 ・環状4号線（一部完了） ・補助100号線（完了） ・補助107号線（完了） ・補助108号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区 市街地再開発事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 街路整備事業 ・環状4号線（一部完了） ・補助100号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	防災まちづくりに寄与する各事業の推進を図るため、公共はまちづくりの啓発や建替えの支援を進め、公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を推進する。 都市防災不燃化促進事業（事業中） 街路整備事業 ・環状4号線（事業中） ・補助90号線（事業中） 地区計画「南千住一・荒川一丁目地区」（決定済） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中） 街路整備事業 ・補助90号線（事業中） 地区計画「荒川二・四・七丁目地区」（決定済） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 街路整備事業 ・環状4号線（一部完了） ・補助100号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区		

番号 地区名 面積 (ha) (おもとねの位置)	荒.5 尾久地区 約166.0ha (荒川区西部)	荒.6 尾久の原公園周辺地区 約37.4ha (荒川区北部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した安全で快適な街の整備を進める。	避難場所を兼ねた公園の整備及び文化施設等魅力ある施設の導入により地域の活性化を図るとともに、その周辺の不燃化を促進し、避難場所の安全性の確保を進める。	
b 防災街区の整備に関する基本の方針その他 の土地利用計画の概要	幹線道路沿道については、住商又は住工機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備し、地区内部においては、住宅と工場の適正な配置を図るとともに、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能の向上を目指す。	尾久の原公園及びその周辺については、避難場所機能確保のための延焼遮断帯を形成することにより、防災性向上を目指す。	
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地帯整備事業、都市防災不燃化促進事業等により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化等を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。	個別に建替えや共同化などによる建築物の更新により老朽建築物の不燃化を図るとともに、居住水準の向上を図り、ゆとりある生活環境の実現を目指す。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助90号線、補助193号線、主要生活道路、公園等の整備を図る。	補助193号線、公園等の整備を図る。	
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	防災まちづくりに寄与する各事業の推進を図るために、公共はまちづくりの啓発や建替えの支援を進め、公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を推進する。 木造住宅密集地帯整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業（一部完了）（一部事業中） 街路整備事業 ・補助90号線（事業中） ・補助193号線（予定） 公園事業 ・宮前公園（予定） 地区計画「尾久中央地区」（決定済） 街路整備事業 ・放射11号線（完了） ・補助93号線（完了） ・補助306号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	避難場所機能の強化を図るため、公共交通道路、公園等の公共施設を整備する。民間は、建築物の不燃化を進める。 街路整備事業 ・補助193号線（一部事業中）（一部予定） 公園事業 ・尾久の原公園（一部完了） 街路整備事業 ・放射11号線（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 公営住宅建設事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おほむねの位置)	荒 1 荒川五・六丁目地区 (荒川区中央部)				荒 2 町屋二・三・四丁目地区 (荒川区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能の確保を図るため、防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道の不燃化を促進する。				密集市街地の防災性の向上を図るために、延焼遮断帯となる防災都市計画施設道路第2号の整備促進を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	補助90号線 補助306号線 補助100号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	補助90号線 補助193号線 補助100号線 補助306号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号	幅員25m 延長約480m 幅員14m 延長約790m 幅員15m 延長約740m	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号	幅員25m 延長約480m 幅員15m 延長約770m 幅員15m 延長約860m 幅員14m 延長約560m		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：整備済 防災都市計画施設道路第2号：整備済 防災都市計画施設道路第3号：整備済 地区計画：決定				防災都市計画施設道路第1号：整備済 防災都市計画施設道路第2号：事業中 防災都市計画施設道路第3号：整備済 防災都市計画施設道路第4号：整備済 地区計画：決定			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	荒. 1 荒川五・六丁目地区	荒. 2 町屋二・三・四丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道は、中高層耐火建築物を整備する。	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、中高層耐火建築物を整備する。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおほむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号から第3号までの沿道は、都市防災不燃化促進事業を完了している。	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、都市防災不燃化促進事業を完了している。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	荒 3 南千住・荒川地区 (荒川区中央部)				荒 4 荒川二丁目周辺地区 (荒川区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るため、延焼遮断帯となる防災都市計画施設道路第1号、第2号及び第4号の整備促進を図る。				密集市街地の防災性の向上を図るため、延焼遮断帯となる防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備促進を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	環状4号線 補助90号線 補助107号線 放射12号線 補助100号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	環状4号線 補助90号線 補助100号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	幅員25~35m 延長約1890m 幅員25m 延長約180m 幅員15~20m 延長約780m 幅員27~30m 延長約710m 幅員20m 延長約440m	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号	幅員30~35m 延長約930m 幅員25m 延長約1200m 幅員15m 延長約840m		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：一部整備済、一部事業中 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（令和7年度まで） 防災都市計画施設道路第3号：整備済 防災都市計画施設道路第4号：一部整備済、令和7年度以降着手 防災都市計画施設道路第5号：整備済 地区計画：決定		防災都市計画施設道路第1号：一部整備済、令和7年度以降着手 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（令和7年度まで） 防災都市計画施設道路第3号：整備済 地区計画：決定					

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	荒 3 南千住・荒川地区	荒 4 荒川二丁目周辺地区
a 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第3号から第5号までの沿道は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。 防災都市計画施設道路第2号沿道は、延焼遮断帯を形成する建築物の整備を促進する。	防災都市計画施設道路第1号及び第3号までの沿道は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。 防災都市計画施設道路第2号沿道は、延焼遮断帯を形成する建築物の整備を促進する。
b 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第3号から第5号までの沿道は、中高層耐火建築物を整備する。 防災都市計画施設道路第2号沿道は、中層主体の耐火建築物を整備する。	防災都市計画施設道路第1号及び第3号沿道は、中高層耐火建築物を整備する。 防災都市計画施設道路第2号沿道は、中層主体の耐火建築物を整備する。
c 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第2号沿道は、街区整備事業に併せて建築物等の不燃化を促進し整備を図る。 防災都市計画施設道路第3号から第5号までの沿道は、都市防災不燃化促進事業を完了している。	防災都市計画施設道路第2号沿道は、街区整備事業にあわせて建築物等の不燃化を促進し整備を図る。 防災都市計画施設道路第3号沿道は、都市防災不燃化促進事業を完了している。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おもむねの位置)	荒 5 尾久地区 (荒川区西部)				荒 6 尾久の原公園周辺地区 (荒川区北部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るため、延焼遮断帯となる防災都市計画施設道路第1号、第3号及び第4号の整備促進を図る。				避難場所周辺市街地の防災性の向上を図るため、延焼遮断帯となる防災都市計画施設道路第2号の整備促進を図る。 また、避難機能の向上を図るため、防災都市計画施設公園第3号の整備促進を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	環状5の2号線 放射11号線 補助90号線 補助193号線 補助306号線 補助93号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画公園	放射11号線 補助193号線 尾久の原公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	幅員27~33m 延長約620m (東側約230m、西側約390m) 幅員25~43m 延長約1130m 幅員25~30m 延長約1810m 幅員15m 延長約600m 幅員14m 延長約1360m 幅員15m 延長約1430m	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号	幅員39~47m 延長約380m 幅員15m 延長約960m 面積約10.0ha		
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：令和7年度以降着手 防災都市計画施設道路第2号：整備済 防災都市計画施設道路第3号：一部事業中 防災都市計画施設道路第4号：令和7年度までに整備又は着手 防災都市計画施設道路第5号：整備済 防災都市計画施設道路第6号：整備済 地区計画：決定				防災都市計画施設道路第1号：整備済 防災都市計画施設道路第2号：一部事業中 防災都市計画施設公園第3号：一部完成			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	荒 5 尾久地区	荒 6 尾久の原公園周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号、第2号及び第4号から第6号までの沿道は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。 防災都市計画施設道路第3号沿道は、延焼遮断帯を形成する建築物の整備を促進する。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道並びに防災都市計画施設公園第3号周辺は、延焼防止機能・避難機能の確保のため、建替え誘導を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号から第6号までの沿道は、中高層耐火建築物を整備する。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道は、中高層耐火建築物を整備する。 防災都市計画施設公園第3号周辺は、低中層耐火建築物を整備する。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第3号沿道は不燃化促進区域であり、都市防災不燃化促進事業(令和2年度まで)を活用し、延焼遮断帯を形成する建築物の整備を図る。 防災都市計画施設道路第4号から第6号までの沿道は、都市防災不燃化促進事業を完了している。	防災都市計画施設道路第2号沿道及び防災都市計画施設公園第3号周辺は、都市防災不燃化促進事業を完了している。